

えがお
よつかいどうし
四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例



よつかいどう
ドラマチック四街道
プロジェクト
ナビゲーター
よつぼくん

よつかいどうし
四街道市

目的 何のためにつくったの？

全国では、いじめや虐待、事故や事件など、子どもが辛い思いをする出来事が多くおきています。また、経済的な理由で十分な生活ができなかったり、夢をあきらめたりする子どももいます。しかし、すべての子どもは健康で自分らしく、差別されることなく、周りの人たちに見守られ、大切にされながら成長していく権利があります。この条例は、子どもに関わる人たちや市が、子どもが健やかに成長していくためには何が大切なのかを考え、行動するためにつくりました。

※この条例で「子ども」とは、18歳にならない人（高校生は子どもに含む）をいいます。

役割 どんなことが決められたの？

子どもの健やかな成長を支えるために、「市民など」、「学校など」、「市」の役割を決めました。それぞれが役割を果たせるように、みんなで協力し合います。



●市民など

保護者や家族
子どもの気持ちに寄り添い、深い愛情をもって子どもを守り育て、子どもが社会の中で生きていくために必要な力を身につけることができるようにします。

地域住民（地域に住んでいる人、地域で活動する人）
子どもが健やかに育つことができるよう協力します。

事業者（お店や会社の人）
子どもの保護者や家庭にとって子育てしやすい環境をつくるよう努めます。

●市（市役所や市の施設）

子どもに関わる人たちと協力し、子どもの成長や子育てを支援する取り組みなどを計画的に行います。

- ・子どもの意見表明や参加の機会づくり
- ・子どもの安全と健康の確保
- ・虐待やいじめへの対応
- ・子どもの居場所づくり
- ・子どもの貧困対策
- ・子どもに関わる人たちや活動への支援
- ・この条例や子どもの権利の大切さの普及

●学校など（学校、認定こども園、幼稚園や保育所など）

子どもが豊かな心と思いやりのある人間性を持ち、たくましく成長できる場となるよう努めます。また、子どもが安心して育ち、学ぶことができる環境をつくるよう努めます。

子どもの権利 4つの原則

「子どもの権利」ってどんなこと？

世界中のすべての子どもたちが安心して生きていけることを願って、1989年に国際連合で多くの国が話し合い、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」がつけられました。日本は1994年にこの条約を自分の国の約束として守ることを決めました。この条約では、次の4つを「子どもの権利」の原則としています。それぞれ、自分たちにどんなことができるか考えてみましょう。

♡ 命を守られて成長できること

すべての子どもは健康に、自分の能力をのびして成長できるように守られます。

たとえば

- ・自分らしくいられる居場所、得意なことや好きなことなど、あなた自身や将来について考えてみよう。
- ・犯罪に巻き込まれないよう、インターネットやSNSの使い方に気を付けよう。

おとなは

- ・子どもの居場所をつくれます。
- ・子どもが安心して生活できるまちをつくれます。

👍 子どもの最善の利益

子どもに関することをするとき、「子どもにとって最も良いこと」を一番に考えます。

たとえば

- ・あなたにとって何が最もいいことなのか、周りの子やおとなの人と話し合ってみよう。
- ・子どもに関する市の取り組みについて調べてみよう。

おとなは

- ・おとなの目線だけでなく、子どもの目線に立って考えます。

💬 意見を伝えられること

すべての子どもは自分の考えや思いを伝えることができ、おとなはそれを大切にします。

たとえば

- ・あなたの考えや気持ち、やりたいことを、おとなの人に伝えてみよう。
- ・市や地域の活動に積極的に参加してみよう。

おとなは

- ・子どもが意見を言える機会をつくれます。
- ・子どもの話を聞き、一緒に考えます。
- ・子どもの主体的な活動を応援します。

🤝 差別されないこと

すべての子どもはどんな理由でも差別されず、子どもの権利を大切にされます。

たとえば

- ・一人ひとり違いはあっても、みんな大切でかけがえのない存在です。自分のことも、他の子のことも大切にしよう。
- ・つらいことや悩んでいることがあったら、周りの人に相談しよう。

おとなは

- ・子どもが心や体を傷つけられないことがないよう見守ります。

保護者の方へ …… 子どもが健やかに自分らしく成長していくためには何が大切か、そのためにご家庭で何ができるかなどについて子どもと一緒に話し合ってみてください。また、ご家庭では解決できないと感じたことや、子育てについて不安に思うことがあれば公的機関や相談窓口にご相談ください。

前文 おとなから子どもたちへ

あなたたち子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在そんざいであり、差別されることなく大切にされます。

あなたたちは、平和で安全な環境かんきようのなかで、心もからだも健康に、夢や希望を持って自分らしく成長することができます。

あなたたちは、自由に自分の意見を表すことができます。わたしたち大人おとなは、その意見を受け止め、大切にします。

わたしたちは、子どもに関するあらゆる活動について、あなたたち子どもにとって何が最も良いことなのかを考えます。

わたしたちは、未来みなを担うあなたたちと一緒いっしょに家庭、学校、地域ちいきなどをつくっていきます。

わたしたちは、お互いに協力たがしてあなたたちの成長を支えていくことを約束し、国が結んだ「児童けんりの権利に関する条約」を踏ふまえて、この条例を定めます。

子ども・子育ての相談窓口まどぐち 困こまったときや悩なやんだときに相談できます

家庭児童相談室
(子育て支援課)

☎043-423-0783

☎043-388-8100

子育てと家庭の問題、心や体の発達、学校生活、いじめ、虐待ぎやくたいなど

月曜日～金曜日

9時～12時／13時～17時

祝日・年末年始のぞを除く

青少年育成センター
☎0120-423-006

教育サポート室

☎043-421-7869

親子関係、しつけ、不登校、いじめ、非行など
(スクールカウンセラーへの相談は各学校へ)

月曜日～金曜日

9時～17時

千葉県子どもと親のサポートセンター

☎0120-415-446

24時間 フリーダイヤル

不登校、いじめ、学校生活、その他の心配事

月曜日～日曜日

24時間



「四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例」は令和2年5月5日から施行されました。

条例の全文や解説は市ホームページ (<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) で見られます。

またはインターネットで「四街道市 子ども条例」と検索してください。



令和2年6月発行

連絡先：四街道市健康こども部子育て支援課 ☎043-421-6124

よつかいどうし
四街道市 子ども条例

けんさく
検索